



教務官文三四

6-6
257

一九四八年二月二十八日

日本教職員組合
中央執行委員長 荒木正三郎

春山 142

大学設置委員会 殿

新學制実施の精神に則する眞に民主的な教育の遂行を期するため、教授、助教授の資格審査を行う必要を認める。
新制大学を設置するにあつては、この観点から人事の公正を期し、有爲の人材を適所に配置するため、本組合は左の委員会を設置して人事を決定するよう申入れる。

一、新に設置される大学ごとに大学単位の人事推薦委員会を設ける。この人事推薦委員会は各大学の全教職員及び必要によつては学生を加えて民主的に選出された人事推薦委員を以て構成される。その選出方法は各大学の自主性に於て直接或は間接選挙のいずれによつてもよい。
二、大学単位の人事推薦委員会はその大学の人事推薦の原案をつくる。

三、各々の大学単位の人事推薦委員会の代表者を以て中央世話人会を構成し、この世話人会に於て教職員及び一般有識者（全定員数の1/3以内）の中から中央人事委員を選出する。

四、中央人事委員会は大学単位の人事推薦委員会の作つた原案を審議しその大学の教授、助教授を決定する。

五、大学単位の人事推薦委員会の決定に不満な者はその理由を述べて直接中央人事委員会に対し審議を要求することが出来る。

六、大学単位の人事推薦委員会は中央人事委員会の決定に対し不満あるときは再審査を要求することが出来る。この再審査による決定は最終である。

七、中央人事委員会は大学単位の人事推薦委員会の希望にもとずき、教職員の配置轉換をあつせんする。

八、学長及学部長の決定は教職員の決定後に學内で公選する。

